

函館市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

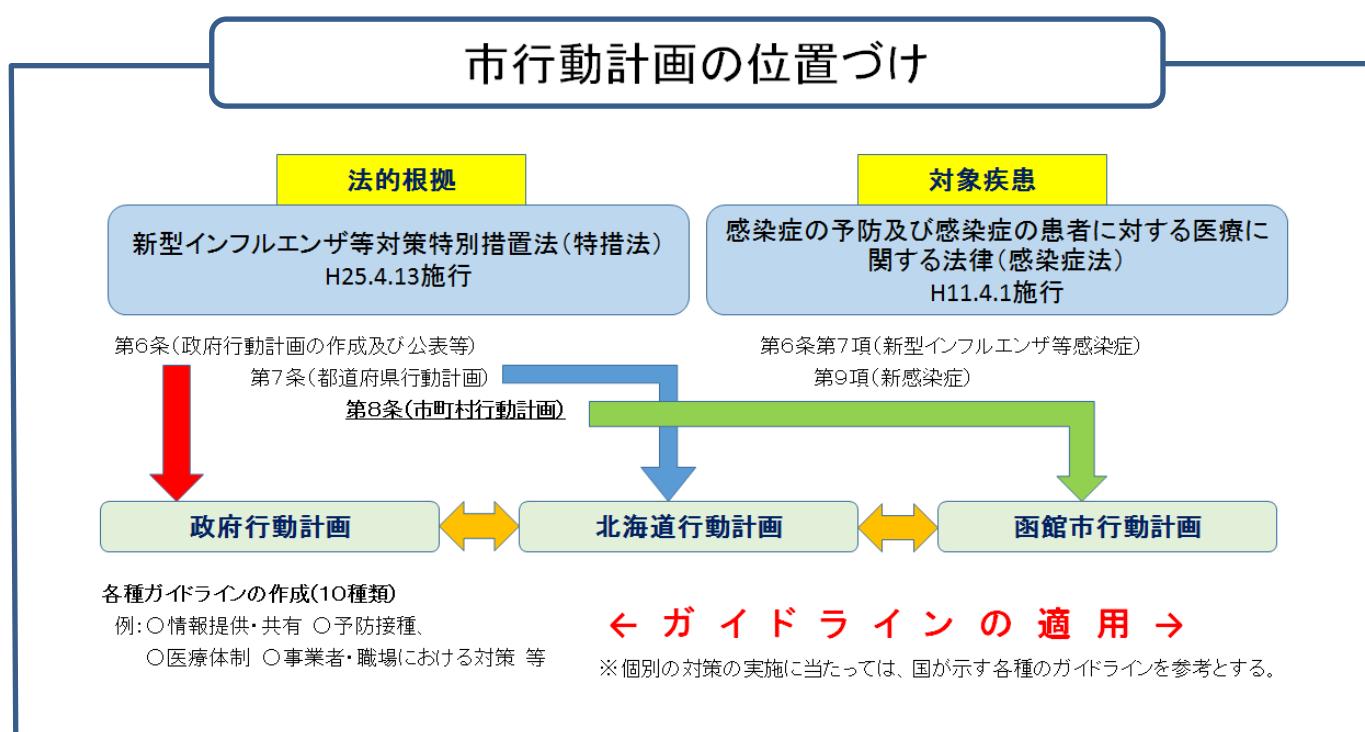
I 市行動計画策定の趣旨

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生しています。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と共に伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性があり、国では、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があるとして、平成24年（2012年）4月に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）を制定し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図っています。

国では、特措法第6条に基づき、平成25年（2013年）6月に新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や、国が実施する措置等を定めた「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を作成し、北海道では、特措法第7条に基づき、同年10月に政府行動計画を基本とした、「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「道行動計画」という。）を作成しました。

この政府行動計画および道行動計画を踏まえ、本市では、市立函館保健所感染症診査協議会やパブリックコメントにより市民の意見を聴いたうえで、特措法第8条に基づき、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進することを目的に「函館市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を作成しました。



II 対策の実施に関する基本的な方針

実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性および対策そのものが市民生活および地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択し決定することとしています。

対策の目的および基本的な戦略

● 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命および健康を保護します。

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備に要する時間を確保します。
- ・流行のピーク時における患者数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないように医療体制の充実強化を図り、患者が適切な医療を受けられるようになります。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死者数を減らします。

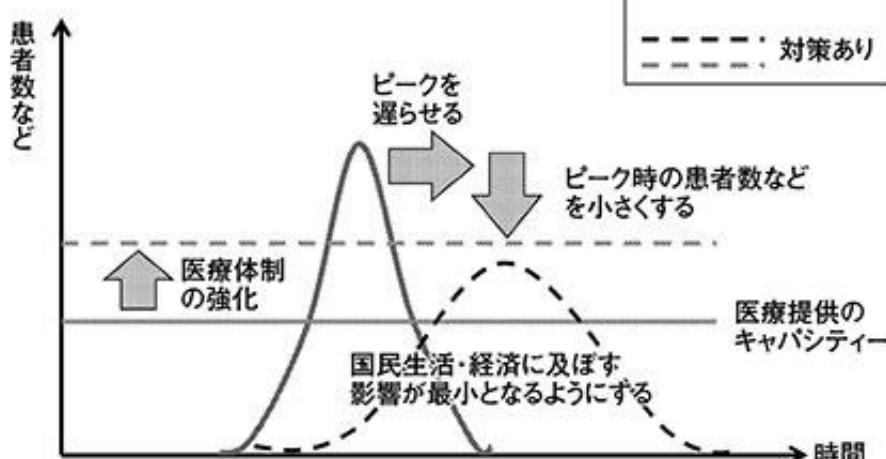
● 市民生活および地域経済に及ぼす影響が最小となるようにします。

- ・市や事業活動を営む関係機関・団体は業務継続計画の作成・実施等により、医療の提供および市民生活ならびに地域経済に及ぼす影響が最小になるようにします。
- ・感染拡大防止のための各種対策を講じることで、社会活動を営めなくなる人々の数を減らします。

対策実施上の留意点

- (1) 基本的人権の尊重
- (2) 危機管理としての特措法の性格
- (3) 関係機関相互の連携協力の確保
- (4) 記録の作成・保存

対策の効果 概念図



参考：流行規模・被害想定
(市)

○発病率 全人口の約 25%

○医療機関受診者数

約 2.9 万人～5.5 万人

○死者数

(致命率 0.53%～2.0%)

約 380 人～1400 人

○従業員の欠勤最大 40%

(ピーク時の 2 週間)

市行動計画の主要 6 項目

(1) 実施体制

- 発生前は庁内関係課長会議により、発生時に備えた準備
- 国、道が対策本部を設置した場合は、庁内関係部長会議により各種対策の検討
- 政府対策本部が緊急事態宣言を行った場合は、市対策本部を設置

(2) サーベイランス・情報収集

- サーベイランスにより、新型インフルエンザ等に関する情報収集・分析
- サーベイランスにより把握された情報を地域医療体制等の確保に活用

(3) 情報提供・共有

- インターネットを含めた多様な媒体を用いて、わかりやすく、迅速に情報提供
- 情報を一元的に集約し、受取手との相互のコミュニケーションに留意した発信体制
- 市民からの相談に応じるためのコールセンター等相談窓口の設置

(4) 予防・まん延防止

- 個人、学校、職場等に、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及・啓発
- 感染症法に基づく患者の入院措置や濃厚接触者の健康観察等の措置
- 道が行う不要不急の外出自粛要請、施設の使用制限等の感染拡大防止策への協力
- 登録事業者等への特定接種や市民を対象とした住民接種の体制整備

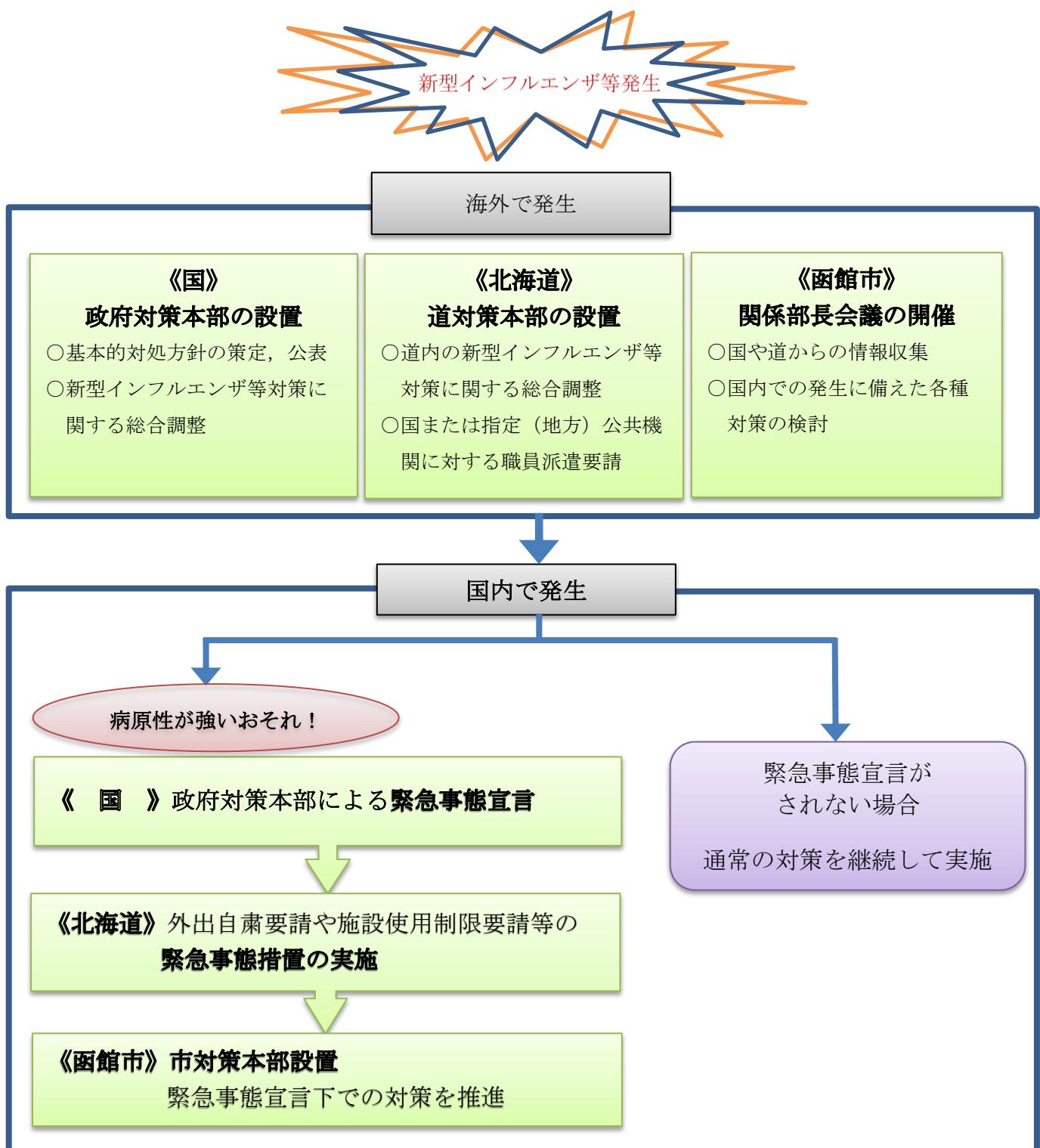
(5) 医療

- 医療機関や消防等の関係者による対策会議を設置し、医療体制の整備を推進
- 医療機関における帰国者・接触者外来の体制整備
- 保健所における帰国者・接触者相談センターの体制整備

(6) 市民生活および地域経済の安定の確保

- 対策の実施に必要な物資および資材の備蓄、施設および設備の整備
- 要配慮者への生活支援、水の安定供給、生活関連物資価格の安定等の確保

新型インフルエンザ等対策の実施体制



※緊急事態宣言

国が特措法第32条に基づき行うもので、新型インフルエンザ等緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超てしまい、国民の生命・健康を保護できず社会混乱を招くおそれがあることを示すものであり、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が公示されることになる。

III 各発生段階における対策

未発生期

海外発生期

対策の考え方	○発生に備え、体制の整備を行う ○発生を早期に発見する	○国内発生をできるだけ遅らせるとともに、発生を早期発見する ○国内発生に備えて体制を整備する
(1)実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・市行動計画の策定・周知 ・関係課長会議を通じた初動体制の整備 ・全庁的な業務継続計画の策定 ・国や道、関係機関との情報交換、訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係部長会議を通じた初動体制の協議 ・国や道の対策に準じた措置
(2)サーベイランス・情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外の情報収集 ・通常のサーベイランス 	<ul style="list-style-type: none"> ・海外での発生状況の情報収集 ・国内における患者の全数把握の開始 ・学校等でのインフルエンザ集団発生の把握強化
(3)情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> ・各種媒体を利用した継続的な情報提供 ・コールセンター等相談窓口の設置準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種媒体を利用した一元的な情報発信 ・コールセンター等相談窓口の設置
(4)予防・まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ・市民・事業者への基本的な感染対策の普及・啓発 ・特定接種実施体制構築への協力 ・住民接種実施体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症法に基づく患者・濃厚接触者への措置、検疫への協力 ・特定接種の準備・実施 ・住民接種の準備
(5)医療	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者で構成する対策会議等による地域医療体制の整備 ・帰国者・接触者相談センターの設置準備 ・帰国者・接触者外来の設置準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関への症例定義の周知 ・帰国者・接触者相談センターの設置 ・帰国者・接触者外来の設置
(6)市民生活および地域経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・市民、事業者への感染対策の呼びかけ ・高齢者、障がい者等の要配慮者への生活支援の体制準備 ・対策の実施に必要な物資・資材の備蓄、施設・設備の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者への感染対策準備に係る普及啓発

◎は緊急事態宣言下の措置

国内発生早期

国内感染期

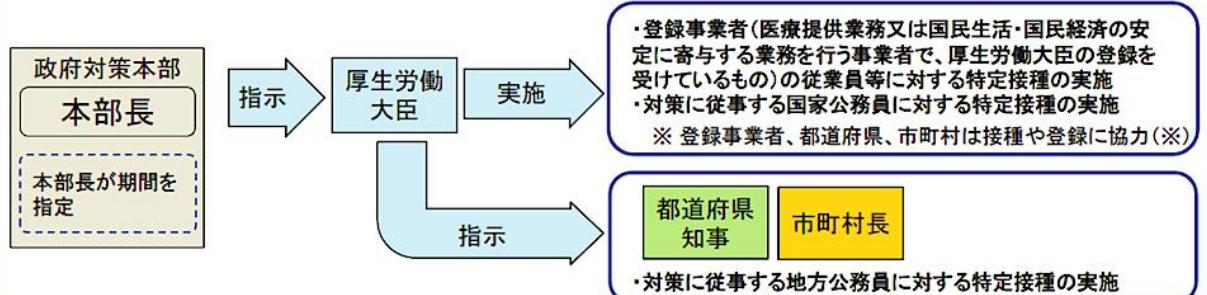
小康期

○感染拡大をできる限り抑える ○適切な医療を提供する ○感染拡大に備えて体制を整備する	○医療体制を維持する ○健康被害、市民生活・地域経済への影響を最小限に抑える	○市民生活・地域経済の回復を図る ○第二波の流行に備え、早期に探知する
◎市対策本部の設置 ・国や道の対策に準じた措置	◎市対策本部の設置継続 ・国や道の対策に準じた措置 ・地方公共団体間での応援措置の活用（必要時）	・緊急事態宣言解除を受け市対策本部の廃止
・国内外の情報収集 ・患者の全数把握の継続 ・学校等でのインフルエンザ集団発生の把握強化	・国内外の情報収集 ・地域感染期においては全数把握を中止 ・通常のサーバイランス継続	・国内外の情報収集 ・通常のサーバイランスの継続 ・学校等でのインフルエンザ集団発生の把握強化
・個人・事業者への感染拡大防止策、受診方法等を分かりやすく情報発信 ・コールセンター等相談窓口体制の充実・強化	・個人・事業者への感染拡大防止策、受診方法等を分かりやすく情報発信 ・コールセンター等相談窓口体制の充実・強化	・第二波発生の可能性やそれに備える必要性の情報提供 ・コールセンター等相談窓口体制の縮小
・感染症法に基づく患者・濃厚接触者への措置、検疫への協力 ・住民接種の実施 ・国や道の対策に準じた感染対策の徹底の要請 ◎国や道の措置を踏まえ外出自粛要請等の周知	・地域感染期においては、濃厚接触者の措置中止 ・住民接種の継続 ◎国や道の措置を踏まえ外出自粛要請等の周知	・第二波発生に備えた住民への予防接種の実施
・感染症法に基づく患者の入院措置 ・帰国者・接触者相談センターの継続 ・帰国者・接触者外来の継続	・地域感染期においては、感染症法に基づく入院措置を中止 ・帰国者・接触者相談センターの中止 ・帰国者・接触者外来の中止 ・一般医療機関での診療体制へ移行 ・在宅療養患者への支援 ◎臨時の医療施設の設置	・通常の診療体制へ戻す
・市民・事業者への感染対策、適切な消費行動等の呼びかけ ◎水の安定供給、生活関連物資価格の安定に係る要請	・市民・事業者への感染対策、適切な消費行動等の呼びかけ ◎水の安定供給、生活関連物資価格の安定に係る要請、埋葬・火葬の特例対応	・市民・事業者への適切な消費行動等の呼びかけの継続 ◎緊急事態措置の縮小・中止

特定接種及び住民に対する予防接種

特定接種(対象...登録事業者の従業員等)

※プレパンデミックワクチン又はパンデミックワクチン(プレパンデミックワクチンが有効でない場合)の接種。登録事業者の登録基準は政府行動計画において明示



※ 登録事業者の選定・登録、接種場所(接種実施医療機関)の確保・委託事務、接種対象者(事業者)との連絡調整、ワクチンの流通管理などについて、都道府県や市町村の御協力をいただきたい。詳細については今後検討。

予防接種(対象...住民) → 学校等での集団接種が想定されています

※ パンデミックワクチンの接種



※ 特定接種及び住民に対する予防接種については、行政による勧奨及び被接種者による努力義務を規定。

※ 健康被害救済(予防接種法の一類相当の補償)については、予防接種を行った主体が実施。

特定接種対象者表

類型	業種等	接種順位
医療分野 新型インフルエンザ等医療型 重大・緊急医療型	新型インフルエンザ等医療 重大・緊急系医療	グループ①
新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員	新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる業務に従事する者 国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する業務に従事する者	グループ②
国民生活・国民経済安定分野 介護・福祉型 指定公共機関型 指定同類型(業務同類系)	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉事業所 医薬品・化粧品等卸売業、医薬品製造業、医療機器修理業・医療機器販売業・医療機器賃貸業、医療機器製造業、ガス業、銀行業、空港管理者、航空運輸業、水運業、通信業、鉄道業、電気業、道路貨物運送業、道路旅客運送業、放送業、郵便業 医薬品・化粧品等卸売業、医薬品製造業、医療機器修理業・医療機器販売業・医療機器賃貸業、医療機器製造業、映像・音声・文字情報制作業、ガス業、銀行業、空港管理者、航空運輸業、水運業、通信業、鉄道業、電気業、道路貨物運送業、道路旅客運送業、放送業、郵便業	グループ③
指定同類型(社会インフラ系) その他の登録事業者	金融証券決済事業者、石油・鉱物卸売業、石油製品・石炭製品製造業、熱供給業 飲食料品卸売業、飲食料品小売業、各種商品小売業、食料品製造業、石油事業者、その他の生活関連サービス業、その他小売業、廃棄物処理業	グループ④

(注) ※政府行動計画において、特定接種の登録対象となる業種等を上表のとおりとするとともに、接種順位は、上表のグループ①(医療分野)からの順とすることを基本とされている。

※指定公共機関型の事業者と同様の業務を行う公務員については、指定公共機関型と同順位とする。

※上下水道、河川管理・用水供給、工業用水道の業務を行う公務員については、公共性・公益性から整理し、指定公共機関型と同順位とする。

※医療分野、介護福祉型、その他の登録事業者と同様の業務を行う公務員についてはそれぞれ民間の事業者と同順位とする。